解散公告（第二回）

当社団は、平成二十七年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十七年八月二十六日付東京都知事の認可により解散いたしましたので、当社団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十三日

東京都大田区池上六丁目二六番二二号

医療法人社団紫草会

清算人　茂野　卓

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年九月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十三日

奈良県大和郡山市額田部北町九七七番地の六

奈良県自動車厚生年金基金

代表清算人　菊池武之祐

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十七年八月二十三日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十三日

高知県長岡郡大豊町岩原一一七二番地の二

緑栄三和会

清算人　下村　芳章

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により、平成二十七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十三日

茨城県水戸市見川二丁目九八番地の一

医療法人佐々木医院

清算人　佐々木　慧

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年九月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右記期限内にお申し出がないときは清算から徐斥します。

平成二十七年十月十三日

長野県長野市大字栗田字舎利田六五三番地

一三　北信越管工事業厚生年金基金

代表清算人　松澤　一男

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は平成二十七年九月十八日に厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十三日

兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目三番五号

メルコ連協厚生年金基金

代表清算人　星川　直志

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年九月五日広島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十三日

広島県神石郡神石高原町階見一一一〇番地

高蓋生産森林組合

清算人　竹中　英治

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年九月九日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十三日

沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原三六四番地

清算法人喜瀬武原土地改良区

清算人代表　外間　勝嘉

配当公告

千葉県千葉市花見川区幕張本郷二丁目一〇番一〇号

破産者　株式会社アヲキ

右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第二〇三七九号破産事件の最後配当を行うので、次のとおり公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一、五四〇、九一二、二二四円

優先債権　金二八、五五六、八二八円

一、配当することのできる金額

一般債権　金五三、七〇五、九四二円

優先債権　金二八、五五六、八二八円

平成二十七年十月十三日

東京都千代田区有楽町一丁目六番四号千代田ビル七階日比谷見附法律事務所

破産管財人弁護士　石田　惠美

配当公告

静岡市清水区高橋六丁目六番四一号　マイドストリート二〇一号

破産者　株式会社リスウッド

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十七年（フ）第二五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇、九三三、九四九円

一、配当することのできる金額

金一三、五八一、七〇六円

平成二十七年十月十三日

静岡市葵区馬場町四三番地の一　静岡法律事務所　破産管財人　弁護士　吉川　友朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北二六条東二丁目七八番地三〇、最後の住所札幌市東区東苗穂一四条二丁目一二番一一号

被相続人　亡　佐藤　芳美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十三日

札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大崎　康二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市裏尾崎町六〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　早川登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十三日

秋田県由利本荘市給人町四〇番地二第二MKビル二階

相続財産管理人　弁護士　平野　一史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市大和田五丁目九番、最後の住所埼玉県新座市大和田五丁目九番一〇号

被相続人　亡　土本　文昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十三日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―二　浦和MTビル四階飯塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区三好一丁目二番地四、最後の住所千葉県香取郡東庄町新宿三二五番地

被相続人　亡　嘉藤　裕義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十三日

事務所千葉市中央区中央三―八―八中央ＣＩＢビル六階　稲垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

第７期決算公告　平成27年10月13日

東京都港区六本木一丁目８番７号

株式会社Ｆ－Ｐｏｗｅｒ

代表取締役　洞　洋平

貸借対照表の要旨（平成27年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	18,895
	固定資産	4,751
	繰延資産	4
	資産合計	23,650
負債及び純資産の部	流動負債	16,127
	固定負債	2,073
	株主資本	5,446
	資本金	490
	資本剰余金	2,956
	資本準備金	(1,654)
	利益剰余金	2,000
	（うち当期純利益）	(1,785)
	新株予約権	4
	負債・純資産合計	23,650